

生物多様性の島「奄美大島」の魅力発信業務 仕様書

1. 業務名

生物多様性の島「奄美大島」の魅力発信業務

2. 業務の目的

奄美大島は、島の成り立ちを反映した独自の生物進化を背景にもつ国際的にも希少な固有種に代表される生物多様生保全上重要な地域として、世界遺産に推薦されている。

世界遺産の価値である奄美大島の豊かな生物多様性や希少野生動植物、国立公園等の魅力を伝えるだけでなく、素晴らしい自然環境を後世に引き継ぐことができるよう、自然と共生してきた島固有の文化の理解や持続可能な利用を推進することが重要となる。これらの要素が十分に訴求される映像制作および広報活動を行うことにより、奄美大島の魅力発信を図る。

3. 業務委託期間

動画制作：契約締結日から令和3年3月10日

広報活動：契約締結日から令和3年3月10日

4. 業務委託金額

10,000 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。ただし、この金額は企画提案のため提示した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

5. 業務内容

(1) 奄美大島の自然及び自然観察マナー映像制作及び広報業務

①制作計画

業務の目的及び企画提案書を踏まえた制作計画を作成すること。

②映像制作

業務の目的を踏まえた、以下の4項目について映像制作を行う。

(i) 奄美大島の島内一円を周遊するモデル観光の映像（1種類）を作成すること。

(ii) 奄美大島で体験できる自然観察ツアーの映像について、少なくとも5種類以上作成することとし、必要に応じてドローン映像とVR映像を用いたものとする。なお、体験する自然環境について、マングローブ、マングローブ以外の森林、海については最低1種類ずつ制作する。

(iii) エコツアーマナー映像として、国立公園での禁止行為・奄美大島5市町村の希少種条例での禁止行為・鯨類ウォッチングの禁止行為・クロウサギ等のナイトツアーの禁止行為の計4種類について制作すること。

(iv) 受託者からの提案に基づき映像を1種類以上制作すること。なお、本項にて制作される映像の概要については企画提案時に提示すること。

また、(i)の映像は「ロングバージョン(10分以内)」、「ミディアムバージョン(3分以内)」及び「ショートバージョン(30秒以内)」でそれぞれ作成することとし、(ii)～(iv)の映像は「ミディアムバージョン(3分以内)」及び「ショートバージョン(30秒以内)」でそれぞれ作成すること。

さらに、(i)～(iv)の映像制作にあたっては、多言語(日本語・英語・中国語・韓国語)で原則4K映像を用いることとし、撮影・収集した映像素材に基づき、必要に応じてナレーション、テロップ、BGM、効果音の挿入等の編集を行うこと。

なお、映像制作に必要な人材、機材、車輛、消耗品などの手配及び管理は受託者にて行うことに加えて、撮影先等に対し、本業務の趣旨を十分に説明したうえで、映像収集の許可を得るものとする。

③広報活動

本協議会が指定する動画サイト(Youtube)を含む動画サイトでの公開(アップロード)やSNSを用いた広報により、効果的な情報発信を行うこと。また、有料、無料を問わず、より効果的な広報方法がある場合は受託者から提案することも可能とする。

6. 業務の適正な実施に関わる事項

下記項目について、以下の点に留意すること。

【奄美大島の自然及び自然観察マナー映像制作及び広報業務】

(1) 使用素材

動画の使用にあたり、出演者、使用する音楽、風景等などについて、納品後、追加使用料等を必要としないもの(例:フリー素材など)を使用すること。

(2) 利用期間

本協議会が半永久的に使用できるものとする。

【全業務共通】

(1) 個人情報の取扱い

本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、関係法令を遵守し、かつ、奄美市個人情報保護条例(平成18年3月20日条例第20号)を準用しなければならない。

(2) 秘密の保持

本業務の履行に際し知り得た秘密を他の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。

(3) 情報セキュリティの確保

本業務の履行に際し、個人情報を含む全ての情報の取扱いについて、情報セキュリテ

ィの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

(4) 業務の再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない、ただし、あらかじめ奄美大島自然保護協議会の承認を得た場合は、その限りではない。

(5) 所有権等

本業務より製作された成果物の所有権、著作権、利用権は本協議会に帰属する。成果物は、奄美大島自然保護協議会が二次使用できるものとする。

(6) その他

本仕様書に定めのない事項等については、必要に応じて本協議会と受託者で協議して定めることとする。また、本仕様書に定めのある事項についても、本協議会が必要と判断した場合は受託者と協議のうえ変更することができる。

7. 納品物

以下の内容を電子データにて USB メモリに保存し、納品すること。

- (1) 視聴用 DVD 50 枚
- (2) 視聴用ブルーレイディスク 50 枚
- (3) 動画配信用データ (MP4 形式 (SNS 用に最適化したもの)) を記録した DVD 1 枚
- (4) 発信用バナー広告 (jpeg 及び ai 形式のデータ) を入れた CD-ROM) 1 枚
- (5) 業務の実施報告書 (様式任意) 1 部